

## 亀山7名山の会 会則

### 第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は亀山7名山の会(以下「会」という。)と称し、事務局を  
亀山市東町1-2-22ねこの館内に置く。

(区域)

第2条 会の対象区域は、亀山市内および周辺区域とする。

(目的)

第3条 会は、会員相互および市民・行政と協働し、当市の財産である山々の価値を見出し  
その保護と、広報活動を通じて、自然豊かなまちづくりを推進することを目的とする。

(活動内容)

第4条 会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行うものとする。

- (1) 亀山の山々に関する調査活動
- (2) 亀山の山々に関する広報活動
- (3) 亀山の山々に関する整備活動

### 第2章 会員及び役員

(会員)

第5条 会の会員は、第2条に定める区域内において、市民活動を行う者を対象者とし、  
会への入会、脱会は妨げないものとする。

(役員を選任)

第6条 会に、代表、副代表、会計の役員を置く。

2 役員は、会員の互選によって定める。

(細則の制定)

第7条 本会則施行のため必要な細則は、会員の総意によって定める。

附 則

この会則は、2008年6月 日から施行する。